

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十九号）（青少年課）

### 一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）の一部改正により風俗営業の規定が整理されたことに伴い、青少年への勧誘行為を禁止する接待飲食等営業の見直し等を行うもの。

### 二 内容

- (一) 青少年への勧誘行為を禁止する接待飲食等営業の見直し  
青少年へ客となるよう勧誘することを禁止する接待飲食等営業について、改正後の風適法第二条第一項第一号に規定する「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」とする。

### (二) 規定の整備

### 三 施行期日

平成二十八年六月二十三日